北大職員の賃金は民間労働者よりも低い！！

＜大幅な賃金引き下げ＞

北大は2009年８月25日の閣議決定を受けて、８月11日の人事院勧告（人勧）どおりに教職員の賃金を引き下げようとしています。人勧は(1)月例給を平均0.2%引き下げる、(2)期末・勤勉手当を現行の4.5月分から0.35月分（６月期0.2月分、12月期0.15月分）引き下げて4.15月分にする、(3)2009年４月から11月までの較差相当分を12月期の期末手当で調整する、などの内容になっています。(3)は実質的には不利益遡及ですが、人事院は公務員労働者から裁判に訴えられたにがい経験があるので不利益遡及とは言わず、「調整」という曖昧な言葉を使用しています。

人勧どおりに賃金が引き下げられると、北大の教職員が被る１年間の不利益変更金額は次のとおり大きなものになります。 **教授(55歳)260,000円、 准教授(46歳)210,000円、係長(47歳)140,000円**

係員(32歳)90,000円 「一人平均　154,000円」

＜北大の教職員はもはや公務員ではない＞

いうまでもないことですが、北大の教職員はもはや国家公務員ではなく団体職員です。当然にも国家公務員法ではなく**労働基準法**が適用されています。それにもかかわらず国家公務員を対象とした人勧に準拠して北大教職員の賃金を決定しようとすることじたいに、そもそも根本的な矛盾があります。

＜まだ北大教職員の不利益変更は決まっていない！！＞

労働法の体系では、労働条件は労使の協議で決めることになっています。そのため組合は10月６日に、学長あての団体交渉（団交）要求書を提出しました。ところが北大はその団交要求を無視して10月13日に部局長あて文書を発信し、賃金の不利益変更がすでに決定したかのような雰囲気をまき散らしました。これは明らかに労働法体系の基本精神に反するもので、非常に悪質な行為です。北大教職員の皆さん、賃金の不利益変更はまだ決まっていません。組合と北大当局の交渉がいま進行中です。

＜北大の言う「社会一般の情勢への適応」は間違い！！＞

10月29日の第１回団交で、北大はさきの「閣議決定に従う」とさらに「社会一般の情勢に適応する」という二つの理由を挙げて、人勧準拠の不利益変更を行うと述べました。ところが、ほかならぬ人勧が示しているのは、**北大職員の賃金のほうが民間労働者のそれよりも低いという事実**です。

人勧は、「北海道・東北」地域における事務・技術職公務員の平均賃金は月に *377千円、同地域の民間賃金は366千円*であるとしています。他方、**北大のラスパイレス指数は87.0ですから、北大の同種職員の賃金は328千円に過ぎません。*北大のほうがはるかに低いのです。*** これを見ても、北大の言う「社会一般の情勢への適応」は理由になりません。むしろ、**北大職員の賃金はアップされる必要があります。**

＜北大:「不利益遡及ではなく調整だ」＞

2009年４月まで遡る点について北大は、それは**「調整であり、不利益遡及ではない」**と驚くべき詭弁を弄して、不利益遡及という事実を認めようとしません。しかし上述のとおり、実体的には明らかに不利益遡及です。**一度支払った賃金の領域に遡って不利益変更をしてはならない**のは当然のことです。このような不利益遡及がまかり通るのであれば、使用者は何でもできることになります。**組合はこの不利益遡及を絶対に認めない方針です。**

＜組合は労働契約法に基づいて大いに闘う！！＞

2008年３月に**労働契約法が施行**されました。この法律は**基本的には労働者の合意なしに不利益変更を行ってはならない、不利益変更する場合、使用者はいくつかの厳しい条件をクリアーしなければならない**と定めています。組合はこの法律に基づき、また北大教職員の要求に裏づけられてねばり強く交渉を進めています。第２回団交は本日（11月５日）です。

2009年11月５日　　北海道大学教職員組合

連絡先：TEL/FAX: (011)746-0967　　E-mail：　kumiai@ma4.seikyou.ne.jp

「部局から上申があれば（3年期限の延長に）対処する」

（北大の回答） ―非正規雇用職員問題の団交―

＜アンケート調査結果をパンフに＞

北大に働く非正規雇用職員（契約職員、短時間勤務職員）のうち**一般職事務・技術系職員の人数は 1,300 人あまりです。**このほかに派遣労働者、請負団体の労働者がいます。派遣労働者はおよそ 90 人ですが、請負労働者の人数は不明です（以上、人数は北大資料による）。

組合は 2008 年末から 2009 年２月にかけて、これら非正規職員のうち連絡が可能な約 800 人の人たちを対象に、勤務内容、生活状況、諸要求などを把握するためアンケート調査を実施して、およそ 270 人から回答を得ました。回答を寄せられた人たちに厚く御礼申し上げます。

回答結果の集約と分析がほぼ終了し、11 月中にはパンフレットにまとめて公表する段階に至りました。パンフが完成したら、アンケートに協力してくださった非正規職員はもちろん、出来るだけ多くの人たちにそれを配布して、非正規職員問題の解決に向けた組合運動の取り組みを幅広く訴えたいと思います。

＜雇用の3年期限に関する非正規職員の声＞

アンケート調査の質問項目は多岐にわたっていますが、そのなかに記述回答を求めた箇所があります。寄せられた記述回答の多くが、**雇用3年期限の不当性、非合理性を強く訴えています。3年期限を何とかしてほしい、撤廃してほしいという多くの回答者の記述は、非正規職員の根源的な要求であるといえます。**

＜北大の回答「部局から上申があれば、（3年を越えて）雇用延長は可能」＞

組合は従来から期限付き雇用の不当性を重視してしばしば北大当局と団体交渉を行い、また非正規職員や関係する教員に問題の解決を訴えてきました。最近では 2009 年５月 19 日と 10 月 20 日に団交を行いました。従来、組合は期限の完全撤廃を掲げていましたが、10 月 20 日の団交に向けた申し入れ書では、当面の解決策として初めて３年期限を５年にするよう要求しました。

これに対して、出席した北大の理事（事務局長）は、就業規則を変更して３年を５年にするということは原則的にあり得ないとしつつも、**特例措置を定めた非正規職員就業規則の第６条２項に関連して、「個別事情に応じて部局長の判断で上申書をあげてもらえれば、それについて対処する」と回答しました。さらに組合側が、「上申があれば、3年期限の雇用を延長することが可能だということか」とたずねると、「そうだ」と答えました。**

＜部局長に、上申するよう働きかけよう！！＞

すでに全学的には３年を越える雇用の実例が発生していて、年々その人数が増えているので、当局の回答はそうした実情を追認したに過ぎません。しかし、上申すれば３年を越えて雇用延長可能との回答を団交の場で得たことはとても重要です。いままでの団交ではなかったことです。非正規職員の皆さん、部局から事務局に上申すればあなたの雇用延長が可能であることをはっきり意識してください。非正規職員の皆さん、ご自身の雇用が延長されるよう、部局長に働きかける方策を採るようにしましょう。

＜そのために組合に加入して下さい！！＞

そのために非正規職員の皆さん、どうか組合に加入して下さい。組合が個々の非正規職員の雇用延長について対策を講じる場合、その非正規職員が組合員になっている必要があります。ぜひ組合に加入して、あなた自身の雇用が延長されるようともに頑張ろうではありませんか。組合は非正規職員からの連絡、問合わせを心からお待ちしています。

2009 年 11 月５日　　北海道大学教職員組合

連絡先：TEL/FAX: (011)746-0967　　E-mail：　kumiai@ma4.seikyou.ne.jp